

Ⅱ. 検討委員会準備会における検討課題の整理と検討委員会における議論

【検討委員会準備会の開催状況の概要】

- 平成 28 年度より開催する「京都府域における権利擁護・成年後見制度のあり方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」とする。）に先立ち、準備会を 2 回開催（表 5）し、検討課題の整理を行った。
- 検討委員会準備会において、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の現況を共有し、両制度の接点や課題に関する意見交換を行った。
- 当事者団体（京都精神保健福祉推進家族会連合会、京都障害児者親の会協議会）より「『権利擁護』の取組みについて、社協、行政、府民に期待すること」と題して報告を受けた。
- 各委員から「所属団体の取組み及び社協に対する期待」の報告を行い、共有した。

【表 5】検討委員会準備会開催状況

日 時 等	内 容
第 1 回検討委員会準備会 平成 28 年 2 月 4 日 18 時 00 分～20 時 00 分 於：ハートピア京都 4 階 会館会議室	①報告「地域福祉権利擁護事業の取組み状況について」 「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の接点と課題」 ②報告を受けての協議
第 2 回検討委員会準備会 平成 28 年 3 月 25 日 18 時 00 分～20 時 00 分 於：ハートピア京都 4 階 会館会議室	①報告「『権利擁護』の取組みについて、社協、行政、府民に期待すること」 京都精神保健福祉推進家族会連合会 会長 野地 芳雄 氏 京都障害児者親の会協議会 会長 渡辺 登志子 氏 ②報告「各団体の成年後見制度に関する取組み」 「成年後見制度（法人後見・市民後見）において社協に期待すること」 加古委員、中野委員、一瀬穂委員 ③報告を受けての協議

1. 検討委員会準備会における検討課題の整理

(1) 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度との接点及び課題整理

第1回検討委員会準備会では、事務局より、「地域福祉権利擁護事業の取組み状況」と、地域福祉権利擁護事業を実施している社協の立場から見た「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の接点と課題」について報告を行った。

報告を受け、各委員より、①成年後見制度、②成年後見制度利用支援事業、③成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の併用、④市町村社協の法人後見、⑤市民後見、⑥その他に関する意見が出された。出された意見の概要は以下のとおり。

①成年後見制度

○社会福祉士の大半は、勤務しながら成年後見人等²に就任しているので、一人が受任出来る件数には限界がある。

○法定後見だけでなく任意後見を視野に入れて支援を行うことで、権利擁護の範囲を充実することができるのではないかな。

②成年後見制度利用支援事業

○地域福祉権利擁護事業の利用者は低所得の方が多いので、成年後見制度に移行した際には、報酬助成の対象になる。財政的な問題が出てくるのではないかな。

○家庭裁判所から専門職団体に受任依頼があっても、報酬が見込めないため、推薦が難しいときがある。団体独自で報酬を補う仕組みは持っているが、報酬に対する公的な助成が受けられるようにするためのソーシャルアクションが必要だと感じる。

○成年後見制度の利用が望まれるケースであっても、申立てをする人がいない、受任する人が見込めないなどの理由で、地域福祉権利擁護事業での契約を継続している人がある。本当に必要な人に成年後見制度が届いていないと感ずることがある。

③成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の併用

○成年後見人等として、遠方のケースを受任した際に、日常生活の面では社協、財産管理については成年後見人等、と役割分担をした。成年後見人等が少ない地域において、併用という考え方が考えられるのではないかな。地域福祉権利擁護事業の併用ができれば、遠方の方の成年後見人等を受任することができる。

○地域福祉権利擁護事業の利用が長い方の保佐人に専門職後見人として選任された。慣れ親しんだ生活支援者が急にいなくなることに利用者が抵抗を示された。成年後見制度へつなぐ際に、地域福祉権利擁護事業の利用が切れてしまうと不穏になる方がある。両制度の併用が妥当と思われる方に関しては、併用を提案することがある。

○保佐類型の場合、被保佐人が解約に同意されない場合は、保佐人として地域福祉権利擁護事業の解約はできない。

○社協としては、成年後見人等と相談をして解約か併用かを検討している。併用をする際には、役割分担を明確にするようにしている。

² 本報告書において、特に理由がない場合、「成年後見人等」は成年後見人、保佐人、補助人を、「成年被後見人等」は成年被後見人、被保佐人、被補助人を含むものとする。

④市町村社協の法人後見

- 市町村社協が法人後見を行うことで、地域福祉権利擁護事業の利用者は、支援者が交代することで起こる混乱等は避けられるのではないかな。
- 京都府北部地域では、対象者の潜在的ニーズは沢山ある。成年後見人等のなり手不足を考えると、法人として受任することや市町村社協のバックアップによる市民後見のあり方を考える必要があるのではないかな。
- 本来「権利擁護センター」のようなものが市町村にあって、相談等を受ける体制が必要。
- なぜ市町村社協の法人後見が進まないのか考える必要がある。
- 市町村社協は、介護保険事業など受託している事業が多く、法人後見を実施する体制や条件について検討が必要。

⑤市民後見人の養成

- 京都府内の市町村単体で市民後見人の養成研修を実施しても、参加は多くない。京都府も圏域レベルでの取組みを後押ししてくれないと推進は難しいのではないかな。
- 担い手不足から市民後見人の養成に迫られている現実の側面は否めないが、権利擁護のあり方に市民の方が関わっていただく機会と捉える必要がある。市民後見人の良さ、必要性を別の角度から見ていくことが必要。
- 市民後見人は細やかで、想いを引き出す支援が期待できる。専門職とは違った意味の良さがある。しかし、市民後見人を養成することとなると、社協のようなしっかりしたバックアップ体制がないと難しい。
- 弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門知識や技術を有さない市民の方が対象になるので、事務局のバックアップの負担は重くなる。皆で知恵を出し合って実施する必要がある。

⑥その他

- 成年後見人等が選任されることで、保証人を立てることができなくとも施設入所できることは良い事ではないかな。
- 市町村社協によっては、地域福祉権利擁護事業の待機者が発生していることを踏まえる必要がある。
- 事業の中だけでなく、地域の中で当事者本位、市民本位による活動をサポートしていく取組みが求められているのではないかな。

（２）当事者団体からの報告

第２回検討委員会準備会では、当事者団体（京都精神保健福祉推進家族会連合会、京都障害児者親の会協議会）及び委員構成団体より、それぞれ『『権利擁護』の取組みについて、社協、行政、府民に期待すること』、「各団体の成年後見制度に関する取組み、及び成年後見制度（法人後見・市民後見）において社会福祉協議会に期待すること」について報告を行った。

①公益社団法人 京都府精神保健福祉推進家族会連合会 会長 野地 芳雄 氏

- 精神障害者の人権問題は、精神障害者の歴史の基本に関わる問題である。
- 警察に行く。医者に行く。保健所に行く。福祉事務所に行く。というような行動を繰り返しても、

「大変ですね」という話にとどまり、どのように支援につなげるかという具体的な話にはならない。

○現状の制度は、ヨコの連携で対応しようとする機能の展開が弱い。制度や法律があるが、十分な対応ができていなかった。

○専門職としてあるべき姿とは何かが問われている。人権擁護のテーマとの関連で考えて頂きたい問題である。

○本人や家族からの SOS のサインに対して、関係機関がヨコの連携で対応を行うという道はないのか、私たち家族会は勉強しながら支援者の方などに伝えていきたい。

②京都障害児者親の会協議会 会長 渡辺 登志子 氏

○家族、ないしは親族が代理で本人の支援を行っている人がほとんどである。

○成年後見制度について、最近は法人後見の利用を前向きに考えたいとの声が出ている。また、「専門職の方に来て頂いて実際にどういう関わり方をしているか、聞かせてほしい」という意見が会で実施したアンケートからもみてとれる。

○親としては身上監護を重点的に考えている。身上監護を十分に理解してもらえという意味では、社会福祉士の方が身近には分かってもらいやすいとの声を多く頂いている。

○親としては、「親亡き後」に本人がどう生活するかという点で、終の住み家や誰と一緒に住むかということが非常に大きい。その視点がなければ成年後見人等に託すことはできない。

○成年後見制度を利用している家族からは、「お金の使い方がもっと緩やかになればいい」という意見もある。

○報酬負担について、社会福祉制度のひとつと考えれば、無償であるべきではないか。

○親が元気な間に長期的に成年後見制度を利用したいが、反面その間多額の報酬が発生する。

○障害の理解は、成年後見人等に限らず社会の問題という側面がある。

(3) 構成委員からの発言

①京都弁護士会 加古委員

(京都弁護士会の取組み)

○平成 28 年 1 月 8 日時点の京都弁護士会の会員数は 696 人である。そのうち、家庭裁判所に名簿登録している弁護士の数 341 名で、約半数となっている。

○家庭裁判所からの推薦依頼の件数は、平成 26 年度が 211 件、平成 27 年度 246 件であった。

○弁護士会に推薦依頼が来る案件は、①訴訟案件、②高齢者虐待案件（経済的な被害を受けているケース・消費者被害のケース等）、③親族間での深刻な対立が起こっているような事件であり、負担が重たいうえ、年々増えてきている。

○京都の場合、名簿登録をする弁護士数は増えてきているが、とりわけ高齢者虐待案件や親族間での深刻な対立が生じている難しい案件を、単独で、複数かつ同時に対応しなければならないことも増えてきているので、これらに対応する弁護士に多大な負担がかかっている。

(社協に期待すること)

- 虐待案件については、専門職チームとして一緒に対応し、成年後見制度につなげる役割を担っていただきたい。
- 係争案件については、弁護士が対応し、解決した段階でその後の本人の状況を勘案して、リレー方式等によって後見人等を社協にも引き受けていただく、というような連携が必要ではないか。

②京都司法書士会 中野委員

(京都司法書士会の取り組み)

- 司法書士会は、司法書士の強制加入団体で、成年後見制度に取り組む団体として、全国組織の公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートを設立している。
- 司法書士は元々登記が中心的業務だが、意思の確認などで高齢者や障害者と接することが多く、意識的に成年後見制度に取り組み始めた。
- 京都には、約 580 名司法書士がいる。その内リーガルサポート京都支部に約 220 名。約 220 名の内訳は京都市内が多い。
- 家庭裁判所に名簿として登録しているのは約 200 名である。成年後見業務の関与割合は、司法書士によってさまざまである。
- 平成 28 年 3 月 31 日時点で、累計報告件数が 1,735 件である。
- 会支部からの推薦依頼が来て、困難案件について「受けてくれ」と言われると、「頑張って受けないと」と、個々の会員の努力で回しているのが現実。
- 司法書士会では、北部地域後見推進プロジェクトチームを設置していて、例えば地域で色んな困難事例の検討会に参加したり、地域包括支援センター等からの相談を地域の司法書士会で分担して受けていく取り組みをしている。

(社協に期待すること)

- 社協に求めることは他職種との連携。
- 連携ができれば、地域福祉権利擁護事業との併用をすること等により、専門職は距離が遠い案件であっても成年後見人等を引き受けることができる。
- 専門職が少ない地域での法人後見にも期待している。法人後見に専門職として協力をさせていただく等、組織的な仕組みづくりをお願いしたい。

③京都社会福祉士会 一迺穂委員

(京都社会福祉士会の取り組み)

- 京都社会福祉士会は 1,000 人弱の会員がおり、家庭裁判所に提出している名簿に登載している社会福祉士が約 180 名である。
- 180 名の大半は 1 件、2 件の受任にとどまる。その場合も自分の職場の有給休暇を使って受任している状況にある。このようなメンバーで構成されているのが「ばあとなあ」である。

- 「ばあとなあ」は、日本社会福祉士会が法人格を持つ方向では考えていないため、いわゆる法人後見の担い手にはなり得ない。
- 所属している社会福祉士の中には、一般社団法人であったり、NPO 法人等を立ち上げたりと、法人で成年後見人等を受任していこうというメンバーが出てきている。
- 家庭裁判所から社会福祉士会に受任依頼があるケースは、精神障害や知的障害など、いわゆる障害特性上、弁護士、司法書士よりも、社会福祉士の方が望ましいという判断で依頼がくるケースもある。また、生活保護受給者の受任件数も多い状況にある。
- 社会福祉士会としては、成年後見制度利用支援事業を充実することが、非常に切羽詰まった問題と考えている。

(社協に期待すること)

- 京都府と府内の社協との連携、市町村社協と京都府社協との連携。このあたりの役割分担の整理をしていただきたい。
- 家庭裁判所の連絡協議会において、市町村担当者に市民後見人の養成などを検討しているか尋ねたら回答は 0 であった。改めて、市民後見人の養成事業などを単独の市町村で推進することは難しいと実感した。
- 京都府、京都府社協で音頭をとって、京都府北部圏域や南部圏域に基幹となるセンターを設置しなければ、市民後見人の養成事業などは前にすすまないと思うので是非期待したい。

(4) 報告・発言を受けての協議の概要

第 2 回検討委員会準備会において、報告・発言を受け、①権利擁護の推進について、②市民後見人の養成について、③広域的な権利擁護の取組みについて、意見が出された。出された意見の概要は以下のとおり。

(報告の質疑)

- Q. 精神障害者から家族に受ける暴力の場合、相談窓口がないという指摘をいろいろなところでも聞いている。特に統合失調症については、本人に病識がないということが特徴的で、家族もなかなか本人を受け入れることができないと聞く。相談窓口のようなところはあるのか。
- A. 全国の家族会の連携の中の情報では、窓口を設けている都道府県、社協はどこにもない。京都府精神保健福祉推進家族会連合会で実施している。公的機関や社協では出来ないとしたら、出来るような体制を組めないか。
- Q. 専門職のチームについて、欧米では公的な緊急介入チームが設置され 24 時間・365 日家族などからの電話 1 本で専門家チームが訪問する体制が取られているとある。具体的な国名を教示願いたい。
- A. イギリス、イタリアあたりは進んでいると聞く。
- Q. 専門家チームは具体的には、どのような職種か。
- A. 精神科医、精神保健福祉士、臨床心理士、施設の関係者、家族などである。
- Q. 所沢市のアウトリーチ支援事業が紹介されているが、京都では実施されていないのか。

A.「ACT-K」という、京都で活動をしている団体がある。具体的には、アウトリーチは宇治おうばく病院が「ゆるり」という名称で実施している。宇治おうばく病院から 30 分圏内で訪問できる在宅で障害のある方を、精神科医、看護師、作業療法士、精神保健福祉士等がチームを作り、自宅訪問して支援する活動を始めている。

(発言を受けての協議)

①権利擁護の推進について

○権利擁護の推進には、京都府のリーダーシップや仕掛けが必要である。

○どの部分が「広域行政の役割」なのかを明確にしていく必要がある。

②市民後見人の養成について

○家庭裁判所も市民後見人に期待をしている。その中で、なぜ市民後見人の養成が進まないのか、その要因を検討する市町村担当者会議が必要である。

○市民後見人の養成とバックアップ体制を整備することが同時に必要になる。

③広域的な権利擁護の取組みについて

○大阪府で実施しているように、各市町村ではなく、一部を広域的に推進するという方法も必要になってくるのではないかと。(例. A圏域やB圏域は圏域で進めるという方法)

○(知多の 5 市 5 町の広域実施の事例について) 実際圏域でされている知多の事例等を参考に、何故できたのかという事を学習することも必要ではないか。

2. 検討委員会における議論

【検討委員会の開催状況の概要】

- 平成 28 年度に 5 回の検討委員会を開催した（表 6）。
- 検討委員会準備会の議論を受け、検討委員会の目的及び検討の範囲、検討委員会設置要綱（案）を整理し、第 1 回検討委員会において承認を受けた。検討委員会委員長に、一迺穂委員（京都社会福祉士会）、副委員長に加古委員（京都弁護士会）が選任された。
- 検討委員会における「権利擁護」の対象範囲を限定した。
- 利用促進法施行を受け、検討委員会として協議・検討し、京都府知事及び京都府内市町村長に対し、適正な推進策の実施を求める要望活動を行った。
- ①市町村社協が成年後見制度（法人後見等）に取り組む意義の確認と方法について、②「権利擁護センター（仮称）」機能について、③増加する権利擁護ニーズに対して地域福祉課題として捉えることについて協議・検討を行った。
- 市民後見の実施方法を含めた成年後見制度推進の基盤づくりのために、市町村社協に成年後見支援センター（仮称）を設置し、法人後見を実施していく方法について協議・検討した。

【表 6】検討委員会の開催状況

日 時 等	内 容
第 1 回検討委員会 平成 28 年 5 月 18 日 18 時 00 分～20 時 00 分 於：ハートピア京都 4 階 会館会議室	(1) 設置要綱（案）の確認 (2) 正副委員長の選任 (3) 第 1 回・第 2 回準備会の議論の確認 (4) 検討事項 1～3 についての協議
第 2 回検討委員会 平成 28 年 7 月 6 日 18 時 00 分～20 時 00 分 於：ハートピア京都 8 階 会館会議室	(1) 市町村・府への「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行にかかる検討委員会（提言）要望（案）の検討 (2) 法人後見の特性についての検討 (3) “市町村社協の”法人後見・市民後見についての検討
第 3 回検討委員会 平成 28 年 9 月 7 日 18 時 00 分～20 時 00 分 於：ハートピア京都 4 階 会館会議室	(1) 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行にかかる検討委員会要望（提言）について、及び今後の対応について (2) 社協及び行政にとって、権利擁護・成年後見制度を推進するために必要な事について ①法人後見（監督）について ②「権利擁護センター（仮称）」について (3) 報告（提言）書の骨子案について
第 4 回検討委員会 平成 28 年 10 月 25 日 18 時 00 分～20 時 00 分 於：ハートピア京都 8 階 会館会議室	(1) 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行にかかる要望書の提出について（報告） (2) 「成年後見支援センター（仮称）」について (3) 報告（提言）書の骨子案について
第 5 回検討委員会 平成 28 年 12 月 7 日 18 時 00 分～20 時 00 分 於：ハートピア京都 8 階 会館会議室	(1) 検討委員会提言（案）についての協議・検討 (2) 検討委員会報告書（最終案）の検討

(1) 検討委員会における検討の範囲

検討委員会準備会における議論を受け、「検討委員会の目的」及び「検討委員会における検討事項」、「検討委員会における『権利擁護』の対象範囲」を確定した。

① 検討委員会の目的

委員会として、「京都府域における権利擁護・成年後見制度のあり方」について行政、社協、へ提言することを目的とする。

○行政として、公的責任（制度改革を含む）を担う役割について（市町村域、広域）

○社協として、地域福祉を推進する団体として担う役割について（市町村域、広域）

② 検討委員会における検討事項

検討事項 1. 社協が成年後見制度（法人後見等）に取り組む意義の確認と方法の検討

検討事項 2. 「権利擁護センター（仮称）」機能の検討

検討事項 3. 増加する権利擁護ニーズに対して地域福祉課題として検討

③ 検討委員会における「権利擁護」の対象範囲

原則、成年後見利用支援事業又は成年後見制度の利用を必要とする「契約に馴染まない方」とする。また、検討事項においては「地域福祉権利擁護事業」の利用者も含むこととする。

(2) 成年後見制度利用促進法施行に関する要望活動

第 1 回検討委員会において、委員より、「利用促進法施行に関して、京都府内市町村で議論を行うためには、一定のデザインが必要ではないか」という意見が出され、京都府知事及び京都府内市町村長宛に要望を行うことになった。

① 要望書の内容の検討

○利用促進法の施行を受けて、検討委員会として、京都府知事・京都府内市町村長宛の要望事項の検討をした。

○発信元として、京都府社協会長及び検討委員会委員長の連名になることを確認し、発信先については、知事及び各市町村長とした。

○検討の論点は、①市町村長宛の要望について、②京都府知事宛の要望について、③ニーズ把握について、となった。検討の内容は以下のとおり。

①市町村長宛の要望について

○行政に合議制の機関を作るまえに、所管する部署を明確にさせていただく必要がある。

○国の成年後見制度利用促進会議が、基本計画の策定を行うに先立ち、地方自治体は準備を進めていただく必要がある。

○法第 5 条で「地方公共団体は成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務を有する」とある。待ちの姿勢ではなく、まず自主的・主体的に、地域の特性と、成年後見制度の利用を促進する上での問題点、その課題、

地域性、格差等について事前に調査をしていただきたい。

○利用促進法施行を機に成年後見制度利用の機運が高まっていく。

○少なくとも合議制の機関の中で各部署参加のうえ進めていただくことで、施策はかなり進むのではないか。

②京都府知事宛の要望について

○法第 15 条で、都道府県の講ずる措置がある。京都府において一定の方向性があると市町村は動きやすいのではないか。

○各自治体における調査に際して、京都府として積極的に関わることで、広域的な見地から考えることが必要だと思う。

○各市町村、市町村社協の実施状況に関して均一化をすることが広域行政や広域社協の役割ではないか。

③ニーズ把握について

○利用支援事業や市町村長申立てのニーズについて具体的な数字の把握が必要ではないか。また、ニーズを把握できてもその地域での受け皿の状況についての調査も必要になる。

○成年後見制度のニーズだけでなく、受任する側の調査、専門職の有無や社協の法人後見の可能性等も調査する必要がある。

○介護支援専門員のみを対象としてニーズ把握をするのではなく、障害関係の専門職や市町村担当者、当事者団体からも拾い上げていかないと正しい数字がわからない。

以上を踏まえ、2 回の議論を経て、要望書（案）を作成し、市町村社協から意見集約を行った。平成 28 年 10 月 5 日に京都府知事宛の要望書を京都府健康福祉部障害者支援課長へ提出し、同日に京都府内市町村長宛に要望書の送付をした。

また、第 2 回検討委員会において、市町村において合議制の機関が設置された際には、京都府において合議制の機関に関する広域的な連絡会等の実施を求めていくことを確認した。

(3) 検討事項の協議・検討

【協議・検討の概要】

- 第1回から第3回までの検討委員会で、検討事項1～3の協議・検討を行った。
- 第2回検討委員会において、地域福祉権利擁護事業専門員より、具体的な事例の報告を行った。
- 第4回検討委員会において、第3回検討委員会までに出た意見を取りまとめ、「地域における権利擁護体制の構築について（案）」（巻末資料参照）を提示し、協議・検討を行った。
- 市民後見について、成年後見制度の推進に関する基盤構築のため、社協において法人後見を実施した上で、市民が参画することの有意性を明らかにして、地域で後見をしていく「地域後見（市民後見）」のあり方を、協議事項3において協議・検討を行った。
- 第5回検討委員会において、「報告書及び提言」についての協議・検討を行った。
- 検討事項1～3については以下の意見（概要）があった。

1. 社協が成年後見制度（法人後見）にとりくむ意義の確認と方法の検討

- 法人後見のメリットとして、地域で組織的・長期的・継続的に対応できること。単独で動くことはない、内部牽制機能や、内部研修機能がある。
- 一方、デメリットとして、成年被後見人等の転居時の対応や法人の消滅時の対応、人事異動による担当者の変更による関係性の継続の難しさがある。
- 市町村社協の法人後見は、地域福祉権利擁護事業の延長線上での受任が中心になる。その場合、利用者にとってはデメリットよりメリットの方が大きい。積極的にメリットを活かした運用を行うべきではないか。
- 市町村社協の法人後見といっても、地域事情によって、「積極的に受任をする市町村社協」と「地域福祉権利擁護事業の延長線上で受任をする市町村社協」があってもいいのではないか。
- 市町村社協が法人として成年後見人等に選任された際、京都府社協が法人後見監督人として就任するスキームはあまり現実的ではない。
- 京都府社協は、市町村社協が法人で成年後見人等を受任した際のバックアップセンター（事実的な監督機能）を担うことや、広域研修等の実施をする方が適切ではないか。

2. 権利擁護センター（仮称）の機能について

- 市町村行政が設置主体となり、成年後見制度の普及・啓発、相談機能を担うセンターを全市町村に設置すべきではないか。
- 権利擁護センター（仮称）という名称はわかりにくいので、成年後見支援センター（仮称）にしてはどうか。
- 住民からのアクセスのしやすさが重要である。
- 親族後見を支える仕組みも検討できるのではないか。

3. 増加する権利擁護ニーズに対する対応の検討（市民後見含む）

- 市民後見については、養成・フォロー・バックアップが必要。バックアップ体制がない中で養成をしても、家庭裁判所が市民後見人を選任することは難しいのではないか。
- 法人後見の実施が市民後見の実施に繋がる。市民後見は「地域で後見をしていく」ということを研究していく必要がある。
- 市民後見人の養成に関しては京都府社協が実施主体となる仕組みがあってもいいのではないか。
- 市町村で市民後見人を養成する場合、家庭裁判所から成年後見人等に選任された市民後見人が成年後見人としての責務を一人で負う形は一般市民にはハードルが高い。
- 法人後見に市民等が参画する仕組みを模索する必要があるのではないか。

検討事項 1. 「社協が成年後見制度（法人後見等）に取り組む意義の確認と方法の検討」

① 法人後見の特性について

【メリット】

- 成年被後見人等と成年後見人等に対する双方の支援が期待できる。
- 支援を行うとともに監督機能があるということが法人後見の特性と言えるのではないかな。
- 法人後見の履行補助者である法人後見支援員の場合、複数の支援員で対応することが可能。他の事例を見ることや実地研修をすることもできる。
- 法人後見で大切なことは、地域で、近いところで支援をするということ。年齢の若い利用者に対して継続的に長期に支援をしていく体制がとれるということ。

【デメリット】

- 転居等で圏域を外れた際にどのように対応をするのかという課題がある。
- 法人が消滅したときのフォローをどうするのか。法人自体に継続性が本当にあるのかということは課題となりうる。
- 組織であるため、人事異動により担当者が変わることもある。引き継ぎをはじめ、利用者と信頼関係を築く事ができる体制が必要になる。

② “市町村社協の” 法人後見について

- 地域福祉権利擁護事業の延長での受任が多い反面、地域福祉権利擁護事業を利用していない方への支援は弱い。難しい・長期の支援を積極的に担って欲しい。
- 法人後見もあるが、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の併用のあり方についても同時に検討が必要ではないかな。
- 実際に綾部市社協で受任をしたケースは、市長申立をするにあたり、候補者の欄に記入する者として適当な方がいなかったこと、今までの本人への支援で築いてきた関係性から、社協を候補者として挙げることの打診があり受任に至った。
- 地域福祉権利擁護事業での支援による信頼関係の醸成があり、成年後見制度にスムーズにつながることは多い。
- 専門職後見人の報酬助成がスムーズにいかないという市町村がある。困難な事案で報酬も見込めないと受任は難しい。
- 専門職後見人と市町村社協の地域福祉権利擁護事業や法人後見のベストミックスを考える必要があるのではないかな。
- 市町村社協の場合、地域福祉権利擁護事業からの移行ケースのみで小さく法人後見を実施する社協と、積極的に法人後見を実施する社協があってもいいのではないかな。

③ 京都府社協の法人後見監督人への就任について

- 京都府社協は、市町村社協の法人後見の後見等監督人に就任をするのではなく、市町村社協が法人後見受任した際のバックアップセンター（事実的な監督機能）を担うことや、広域研修等の実施をする方が適切ではないかな。
- 家庭裁判所は、京都府社協と市町村社協の関係について、正当な監督ができないという判断

をされる可能性がある。

○京都府社協が後見等監督人として選任されることを想定している場合、市町村社協の担当者がいて、担当者を監督する市町村社協があり、さらにそれを京都府社協が監督をすることになる。

○後見等監督人に選任されると一つ一つの事件について、財産目録の提出から、預金の出し入れ、家庭裁判所への報告等について後見等監督人として行うこととなり、事務量としては膨大になる。利益相反への対応を目的としている場合は、特別代理人を選任することの方が現実的である。

○他の都道府県の中には、市町村社協が家庭裁判所に名簿登録をしているところがある。事前に家庭裁判所と協議をしたと思われる。

検討事項 2. 「権利擁護センター」（仮称）機能についての検討

○京都市成年後見支援センターは、ワンストップで対応ができるよう、月曜日から土曜日は 9 時から 21 時半まで、日曜日・祝日も 9 時から 17 時まで開設しており、毎月第三火曜日及び年末年始以外は開所している。相談者が仕事を終えてからでも相談に行ける体制にしている。

○センター機能を、市町村でつくるのか、圏域でつくるのか検討が必要になる。

○専門職と市民に、法定後見のみでなく任意後見の啓発もできることが重要と思う。

○広域での「権利擁護センター」機能は必要。広域で相談窓口があり、法人後見についてはそれぞれの市町村社協が受任する、というようにわけて考えた方が現実的ではないか。

○広域の「権利擁護センター」を考える必要はあるが、市町村単位で後見の相談ができる、住民目線では、「聞いてくれるところがある」ということが大切ではないか。

○「権利擁護センター」という大きなものではなく、「成年後見支援センター」のような、一義的に相談を受ける機能を市町村行政が主体となって設置する必要があるのではないか。

○相談者のアクセスのしやすさは大切。気軽にセンターに行ったらなんでも聞いてくれるというような形が必要。

○本来、成年後見制度の相談は地域包括支援センターの業務にあるが、地域包括支援センターの業務量も膨大で、手がまわっていない現状もある。しかし、棲み分けについては、検討が必要になる。

○「権利擁護センター」の立ち上げについて、成年後見制度利用促進法の基本指針 9 号にある「成年後年等実施機関の活動に対する支援」にのせて、合議制の機関や、合議制の機関の準備会で議論をしていくという方向で考えていく必要があるのではないか。

○成年後見制度利用促進法において、「実施機関として財政措置を」という条文がある。市町村域で議論をしていく必要がある。

○事務局が例示した他府県のセンターの事例を見ても、人やお金をきっちりつけているので出来ているということがよくわかる。

○「権利擁護センター」を府内全市町村に設置することを想定しているのであれば、北部では専門職が少ないということを前提にする必要があり、南部においても、専門職と“連携”をする、専門職に“つなぐ”という役割を各市町村につくる必要がある。

○親族後見人を支援する仕組みが必要ではないか。

検討事項 3. 「増加する権利擁護ニーズに対して地域福祉課題として検討」

- 利用促進法の施行で、市町村は「とにかく市民後見人を養成しなければ」という話になっている。センターの立ち上げを行い、バックアップ機能を整備することが必須であると思うが、市町村は市民後見人の養成が先行し、フォローされていない。
- 市民後見人の養成事業等については、養成・フォロー・バックアップが必要。バックアップ体制がない中で養成をしても家庭裁判所は市民後見人を選任することは難しいと思われる。市民後見人の養成を単独市町村で実施する難しさがあるのではないかな。
- 法人後見に市民等が参画する仕組みを模索する必要があるのではないかな。
- 法人後見の実施が市民後見の実施につながる。市民後見は「地域で後見をしていく」ということを研究していく必要がある。
- 市町村社協で、市民後見人の養成までを実施することは恐らく難しい。市民後見人の養成に関しては京都府社協が実施主体となる仕組みがあってもいいのではないかな。
- 法人後見を市町村社協が実施する場合、「法人後見支援員」（仮称）という形で市民の協力による参加があれば、市民後見と法人後見が一体的な意味を持ち、「地域後見」につながるのではないかな。
- 京都府社協が主体的に標準のカリキュラムを設定し、研修・養成を担えないか。その上で、市民の方に後見業務に携わる知識を学習していただき、市町村社協が法人として受任した際に活動していただく方が具体的にイメージできる。
- 成年後見制度に関する事業を多元的にやることで、地域の資産になる。「成年後見支援センター」（仮称）が他機関との繋がりを作り、地域で考える場づくりを行うことができる。